

追加議案一覧表

(平成 28 年 3 月 湖西市議会定例会)

議案番号	件名
議案第 38 号	少人数学級の推進等の定数改善と義務教育費国庫負担制度の 2 分の 1 復元を求める意見書の提出について
議案第 39 号	精神障がい者の交通運賃割引に関する意見書の提出について
議案第 40 号	無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書の提出について

議案第 38 号

少人数学級の推進等の定数改善と義務教育費国庫負担制度の 2 分の 1 復元を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、湖西市議会会議規則（昭和 46 年湖西市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出する。

平成 28 年 3 月 18 日提出

湖西市議会議長 二 橋 益 良 様

湖西市議会福祉教育委員会委員長 竹 内 祐 子

(別紙)

少人数学級の推進等の定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元を求める意見書

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、心身ともに健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いです。特に、義務教育においてはその水準の維持、向上が大きな課題であり、その責務も国にあるものです。

現在、国の制度においては小学校1・2年生で35人学級が実施されており、以前より一人一人の子どもに対してきめ細やかな対応ができるようになりました。しかし、いじめや不登校の問題を始めとして、日本語指導や特別な支援等が必要な子どもの増加、経済的困窮による教育格差の拡大等、教育の場における課題は多様化と深刻化を見せています。これらの課題に対応するためには、少人数学級のさらなる推進が必要であり、そのための財政基盤として、義務教育費国庫負担制度は重要な制度です。

平成18年4月より、義務教育費国庫負担制度における国の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。その結果、地方自治体の財政は圧迫され、非正規教職員が増大する等、教育条件の地域間格差が広がっています。全国のすべての子どもたちが一定水準の教育を受けられることは、憲法においても明白に保障されているものです。

子どもの学ぶ意欲や主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための教育条件整備は必要不可欠です。

よって、次の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1. 学級編制標準を引き下げ、35人学級の制度化を早期に実現すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るために、義務教育費国庫負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日提出

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官 宛
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣

静岡県湖西市議会

議案第 39 号

精神障がい者の交通運賃割引に関する意見書の提出
について

上記の議案を別紙のとおり、湖西市議会会議規則（昭和 46 年湖西市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出する。

平成 28 年 3 月 18 日提出

湖西市議会議長 二 橋 益 良 様

湖西市議会福祉教育委員会委員長 竹 内 祐 子

(別紙)

精神障がい者の交通運賃割引に関する意見書

障害者基本法は、「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的、かつ計画的に推進すること」を目的として制定され、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者は同様の位置づけがなされています。

しかしながら、鉄道などの公共交通機関において、身体障がい者と知的障がい者は運賃割引制度があるものの、精神障がい者への適用はほとんど実施されていないのが現状です。

病気や障がいがあっても、一人の人間として雇用や社会参加の機会を積極的に増やし、自立した生活の中で暮らすことは、本人や家族の痛切な願いであります。現在、精神障がい者は、経済的にも負担のかかる社会参加などに、公共交通機関を利用しての外出をためらう状況となっています。

平成 25 年に行われた障害者の雇用の促進等に関する法律の改正では、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずるなど、障がい者の自立や社会参加の機会がより一層促進されています。こうした背景により、精神障がい者の社会参加や自立した生活を支援するため、精神障がい者が外出する際に利用する各公共交通機関の運賃を助成する割引制度は、精神障がい者の経済的負担を軽減し社会参加の機会を充実させていくことにつながる必要な制度であると考えます。

よって、障害者総合支援法の趣旨を踏まえて、身体障がい者や知的障がい者と同様に精神障がい者にも、公共交通機関割引制度を早期実現し、経済的負担の軽減に努めるとともに、社会参加の機会を充実させていただくことを強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日提出

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官 宛
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

静岡県湖西市議会

議案第 40 号

無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、湖西市議会会議規則（昭和 46 年湖西市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出する。

平成 28 年 3 月 18 日提出

湖西市議会議長 二 橋 益 良 様

湖西市議会建設環境委員会委員長 豊 田 一 仁

(別紙)

無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書

地域住民の生活環境の改善や地域の活性化を図るため、とりわけ防災性の向上や安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興等の観点から、無電柱化の取り組みを計画的かつ円滑に進めることはとても重要です。

しかしながら欧米はおろか、アジアの主要都市と比較しても我が国の無電柱化割合は著しく低く、近年異常気象等の災害による電柱の倒壊に伴う救援救助等への影響や、いたましい通学児童の交通事故、急激なインバウンド効果による海外観光客の増加などから、無電柱化に対する地域の要望は極めて強いものとなっています。

つきましては、貴議会におかれましては、災害の防止、安全で円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関し、基本理念や責務、推進計画の策定等を定めることにより、施策を総合的、計画的かつ迅速に推進し、公共の福祉の確保や生活の向上、地域経済の健全な発展に貢献する無電柱化の推進に関する法律案の早期成立を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 年 月 日提出

衆議院議長

宛

参議院議長

静岡県湖西市議会